

## 品川区BCP策定費用助成金交付要綱

制定 平成24年5月18日区長決定 要綱第130号

改正 平成27年3月13日部長決定 要綱第199号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業がBCP策定に係るコンサルティング等を受けた場合に、係る経費の一部を品川区中小企業BCP策定費用助成金(以下「助成金」という。)として交付することにより、経済的な側面から中小企業のBCP策定を支援し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) BCP Business Continuity Plan(事業継続計画)の略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続または早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動、緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画をいう。
- (2) BCM Business Continuity Management(事業継続マネジメント)の略で、事前対策を計画的に実施する、訓練を行う、BCPに関する情報を従業員に周知する等、定期的にBCPの改善を図る活動をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の表に定める内容のいずれかに係るコンサルティング等の受講のうち、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) BCPまたはBCMに関するセミナー、ワークショップの実施
- (2) 経営者・社内担当者へのBCPまたはBCMに関する情報提供
- (3) 他社事例の提供(BCP策定企業の施策等)
- (4) BCP策定の前提対策として行う現状の脆弱性、課題等の抽出(事業所の耐震診断を含む。)
- (5) BCP策定支援
- (6) 策定したBCPの見直し、検証等
- (7) BCP策定後のBCM実施支援

2 品川区、国、東京都、民間団体等が行う同様の助成に対して、本助成金は重ねて交付できないものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」とする。)は、助成対象事業に係るコンサルティング料または耐震診断料とし、原則として助成金を交付する年度内において支払った経費とする。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 品川区内に主な事業所を置く中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定め

られた中小企業者その他区長が認める組合または法人であること。

- (2) 事業税および特別区民税または市町村民税（法人にあっては法人住民税）を滞納していないこと。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は助成対象経費の3分の2とし、1企業あたりの限度額は100万円とする。助成金は、予算の範囲内で助成する。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示し、または添付し、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、区長が必要がないと認める場合は、当該書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書（個人にあっては、所得税の確定申告書その他当該個人が品川区内に主たる事業所を有することを証する書類）
- (2) 法人事業税および法人住民税の納税証明書（個人にあっては、個人事業税および特別区民税または市町村民税の納税証明書）
- (3) コンサルティング等受講内容計画書（コンサルティング等を実施する事業者が作成する実施計画書を添付することができる。）
- (4) 経費内訳書（コンサルティング等を実施する事業者が作成する見積書をもって替えることができる。）

（助成金の交付・不交付決定）

第8条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 助成金の額は、審査内容、申請件数等を考慮し、予算の範囲内で決定する。

（助成対象の変更等）

第9条 前条第1項の規定により助成金交付決定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、助成対象事業の内容を変更し、または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成対象事業変更（中止）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象事業の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、変更（中止）承認通知書（第5号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の進行状況について、指定期日までに書面により区長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）および助成対象事業により策定したBCPを区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成対象事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定により助成金額確定通知書を受けた者は、指定期日までに請求書（第8号様式）により助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他の法令に違反したとき。

(4) その他区長が助成金の交付を取り消すことが適当と認めるとき。

(助成金の返還)

第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(違約金および延滞金)

第16条 交付対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

(検査)

第17条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者



品川区BCP策定費用助成金交付申請書

品川区BCP策定費用助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

(1) 交付対象事業名

(2) コンサルティング等受講内容計画書  
別紙（様式1-1）のとおり

(3) 助成事業に要する経費および助成金交付申請額

① 助成対象経費 円

② 助成金交付申請額 円

(4) 経費内訳書（見積書）  
別紙（様式1-2）のとおり

担 当  
電 話

様式 1 - 1

コンサルティング等受講内容計画書

事業名	
受講予定期間	
コンサルティング等実施者	
策定理由、 実施内容等	
期待される 効果	
費用総額	

様式 1 - 2

経費内訳書 事業名 「

」

助成対象経費	金 額	備 考
計		

第2号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長

品川区BCP策定費用助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成金交付予定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

第3号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長

品川区BCP策定費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

- 1 助成金不交付となった事業名
- 2 理由



第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者



品川区BCP策定費用助成金助成対象事業  
中止（変更）承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記  
のとおり中止（変更）したいので、品川区BCP策定費用助成金交付要綱第9  
条の規定に基づき申請します。

記

- 1 実施事業名
- 2 中止（変更）の理由

第5号様式（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

品川区長

品川区BCP策定費用助成金  
助成対象事業中止（変更）承認通知書

平成 年 月 日付で中止（変更）承認申請のあった助成事業について  
下記のとおり承認します。

記

承認内容

- 1 交付対象事業名「  
」
- 2 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

事業実施者

印

品川区BCP策定費用助成金  
助成事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業  
について、品川区BCP策定費用助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記の  
とおり報告します。

記

- 1 実施事業名
- 2 総事業経費
- 3 助成金額
- 4 助成事業の実績報告
  - (1) 助成事業実施内容および成果  
(注) 助成事業の成果を明らかにするための報告書を添付してください。
  - (2) 助成事業収支決算書  
(注) 領収書等支払金額の確認できる書類を添付してください。

第7号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長

品川区BCP策定費用助成金助成金額確定通知書

年 月 日付 第 号で通知した交付決定について、  
下記のとおり助成金額を確定します。

記

1 助成事業名

2 交付確定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

第8号様式（第13条関係）

## 請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

交付対象事業名

年 月 日

品川区長 あて

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成金  
について品川区BCP策定費用助成金交付要綱第13条の規定に基づき、上記  
のとおり請求します。

請 求 者

印